

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成29年9月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年9月21日（木）午前9時～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

総務課 篠宮課長 松田主査補

3 件名

損害賠償請求訴訟に係る市の対応について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・弁護士と相談の上、原告団への弁護士報酬の支払いの協議を行うこと。
- ・本件が最終的に終結した際には、総括を行い市民へお知らせすること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

別 記

第 1 号様式その 1（第 4 条第 4 項関係）

平成 2 9 年 9 月 2 1 日

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（総務部総務課）

1 件名

損害賠償請求訴訟に係る市の対応について

2 目的

平成 2 9 年 8 月 1 6 日戦略会議で決定した和解金の項目及び売却方針を踏まえ、同年 9 月 1 5 日に弁論準備手続が開かれ、同月 1 9 日付で裁判所から和解案が示されたため、和解内容及び今後の対応について検討する。

3 効果

損害賠償金は元金 2 3 6 3 万 2 千円に利息を加えると 3 千万円を超えており、強制執行等をして回収額や期間は定かではないため、裁判所の和解案により、確実に損害賠償金を回収することで、早期解決が図られる。

4 現状と課題

原告団からの弁護士報酬請求 6 3 4 万円に対して一時金として 1 0 0 万円のみ支出している状況であり、残金について協議を行う必要がある。

5 対応

1 和解案について

破産の場合と同等の支払を行うものであり、裁判所が和解の内容を相当と判断しているため、了承することとしたい。

2 補正予算について

歳入については、和解金（1,129万5,362円）、仮差押担保金（400万円）を計上する。

歳出については、弁護士報酬（68万3,143円）その他実費（2～3万円）の他に原告団への弁護士報酬の支払いがあり、金額が未定であるため、協議が整いしだい、補正対応することとしたい。

3 議会等への説明について

和解の可否は最終的に議会の承認が必要であるため、上記 1 の和解、上記の 2 のうち歳入予算について臨時議会に上程することとしたい。

なお、臨時議会の日程は、平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日とし、議案の配布・説明は 1 0 月 1 6 日に行い、同日に原告団との協議の日程調整、報道機関への対応を行うこととしたい。

また、原告団との協議については、請求額をそのまま支払う場合、法律上必要のない過大な支払となる可能性もあるため、弁護士と相談する。

6 スケジュール

9 月 2 7 日：臨時議会の予定について説明

1 0 月 1 6 日：議運・議員全員協議会説明

1 0 月 2 5 日：臨時議会（和解・歳入補正予算）

1 0 月 2 6 日：第 1 7 回弁論準備手続（裁判上の和解成立・仮差押取下げ）

1 0 月 3 0 日：売買契約決済

※原告団との協議後、1 2 月又は 3 月議会で歳出補正予算を上程する。

7 関連情報

関係法令等	地方自治法第 2 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づく訴訟
関係課	総務部総務課
予算措置	和解についての議案と併せて、歳入補正予算案を提出

平成27年(ワ)第1097号

平成29年9月19日

和解条項 (案)

千葉地方裁判所民事第5部

標記事件につき、当裁判所は、本件訴訟に至る経緯、被告の財産状況、被告は白井市民の利益を目的として本件専決処分を行ったものであって、これにより何らの利益を得ていないこと等を踏まえて、下記の内容の和解が相当と思料する。

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として、1129万5362円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成29年11月末日限り、下記口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は被告の負担とする。

記

(略)

- 3 原告は、前項の支払と引き換えに、被告に対する当庁平成27年(ヨ)第218号不動産仮差押命令申立事件を取り下げる。
- 4 被告は、原告に対し、弁護士島田直樹が原告に代わって当庁平成27年(ヨ)第218号不動産仮差押命令申立事件について供託した担保(千葉地方法務局平成27年度金第1509号)の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- 5 原告は、その余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上

(別紙)

和解金の原資内訳について

1 足立区の借地権付建物

- (1) 売却代金 1 2 8 0 万円
 - (2) 売却費用等 3 4 0 万 4 3 1 8 円
 - (3) ブロック塀撤去費用 2 2 万 0 3 2 0 円
- (1)から(2)と(3)の合計額を控除した額 9 1 7 万 5 3 6 2 円

2 白井市の土地建物

売却代金 2 1 2 万円

(理由)

白井市の自宅敷地は、1㎡7万円である(最新の路線価による。)。そうすると、被告の共有持分の価格は、基本的に、 $215.13\text{㎡} \times 7\text{万円} \times 0.7$ (共有持分の処分の場合の減価率) $\times 0.3 = 316万2411円$ となる。

ただし、仮に原告が勝訴判決を得て強制執行する場合、売却基準価格は、市場価格の6割から7割程度とされ、190万円から221万円程度となり、さらにこれから、競売手続費用も別途控除される。なお、共有持分価格のみの強制競売は相当難航することが予想される。

したがって、原告が勝訴判決を得て強制執行する場合の回収見込額及び回収に要する期間等諸般の事情を考慮すると、被告の査定額212万円は相当な範囲内であると考える。

3 預貯金等

被告の預貯金等は99万円以下のため弁済原資に含めない。

4 合計

1 1 2 9 万 5 3 6 2 円 (= 9 1 7 万 5 3 6 2 円 + 2 1 2 万円)

以上